

山口市人権施策推進審議会会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市人権施策推進審議会条例第8条の規定に基づき、山口市人権施策推進審議会会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の過半数以上の同意があった時は、非公開とすることができる。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、会議の議長として、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(傍聴)

第5条 会議は傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、別に定める。

(会議録の調整)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調整するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時及び会場
- (3) 公開、部分公開の区分
- (4) 会議への出席委員等の氏名
- (5) 議題及び議事の全文
- (6) その他議長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第7条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

(規律)

第8条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる行為をしてはならな

い。

2 会議場において、資料、文書を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(関係者等の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、説明のため関係者等の出席を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、市民安全部人権推進課において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。